

令和7年2月5日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

1 世田谷区立公園の設置（「別表第1」の一部改正）

（1）改正理由

世田谷区立池尻北公園、世田谷区立桜丘農業公園、世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園及び世田谷区立給田六所神社通り公園を新設するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

（2）改正内容（別紙 新旧対照表参照）

条例第2条別表第1に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

（名 称）	（位 置）
世田谷区立池尻北公園	世田谷区池尻四丁目27番16号
世田谷区立桜丘農業公園	世田谷区桜丘四丁目19番10号
世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園	世田谷区豪徳寺一丁目1番3号
世田谷区立給田六所神社通り公園	世田谷区上祖師谷七丁目13番6号

（3）施行予定日

令和7年3月31日

2 公園使用料及び占用料の改定（「別表第2」及び「別表第3」の改正）

（1）改正理由

公園等の使用料及び占用料については、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3年毎に見直しを行ってきた。今回、令和6年1月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、その結果を使用料及び占用料に反映させるため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

（2）改正の考え方

- ① 公園等の使用料については、各区が自主的に算出して設定するものであるため、公示価格などを用い、これまでどおり区独自に算定した単価を採用する。
- ② 公園等の占用料については、公共性及び特別区の一体性の観点から、従前と同様に23区平均土地価格（23区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出する。

【基本事項】

- ・ 占用料は、23区平均土地価格を基に算出することを基本とする。
- ・ 激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の1.2倍を上限とする。

(3) 改正内容 (別紙 新旧対照表参照)

前回の令和4年度改定時と比較して23区平均土地価格が約4%上昇しているなど、土地に係る価格が上昇していることから公園等の使用料及び占用料を以下のとおり改正する。

- ① 土地及び売店等施設の設置物件の使用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第2」に定められている単価を改定する。

【公園施設の設置等に係る使用料 新旧対照表】

種別		単位	新旧比較 (単位・円)	
			現行額	改定案
土地		m ² /月	1,695	1,859
		m ² /日	61	66
売店		1箇所/月	75,100	82,800

- ② 電柱、公衆電話所、ロケーションなどの占用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第3」に定められている単価を改定する。

【公園等の占用料 新旧対照表】

種別		単位	新旧比較 (単位・円)		
			現行額	改定案	
電柱	本柱、支柱、支線	本/月	1,856	1,933	
標識		本/月	1,100	1,145	
水道管 下水道管 ガス管	外径0.4m未満のもの	m/月	165	171	
	外径0.4m以上1m未満のもの		412	429	
	外径1m以上のもの		825	859	
電線	電線 (架空線)	m/月	137	143	
	地下電線		外径0.4m未満のもの	165	171
			外径0.4m以上1m未満のもの	412	429
			外径1m以上のもの	825	859
鉄塔		m ² /月	1,375	1,432	
変圧塔、マンホールの類			1,375	1,432	
郵便差出箱及び信書便差出箱		箇所/月	550	572	
公衆電話所			1,375	1,432	
地下の	地上露出部分	m ² /月	1,038	1,245	

占有物件	地下部分		412	429
高架の占有物件			687	716
天体気象又は土地の観測施設			1,184	1,420
写真撮影のための常時占有		撮影機1台 /月	10,800	11,280
写真撮影 のための	臨時的な占有	1回	1,912	1,997
	映画、テレビ及びビデオの撮影	(1時間以内)	16,875	17,625
その他の占有		m ² /日	45	47

(4) 改定による占有料及び公園施設の設置使用料の歳入見込み額(含む身近な広場)

令和6年度当初予算額	令和7年度予算見込額	増収額見込額
約5,918万円	約6,017万円	約99万円

(5) 施行予定日

公布日から施行(令和7年4月1日から適用)

3 施設使用料等の改定(「別表第4」の改正)

(1) 改正理由

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行うため、世田谷区公園条例の一部を改正する。

(2) 改正内容(別紙 新旧対照表参照)

(3) 施行予定日

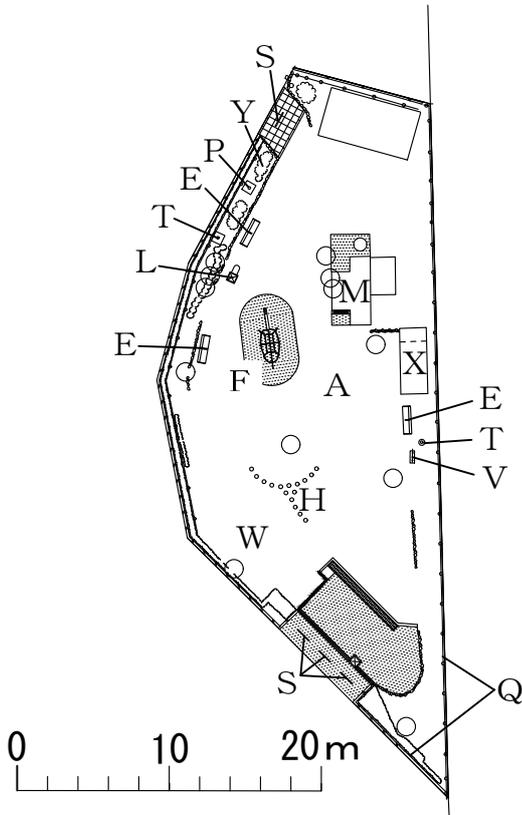
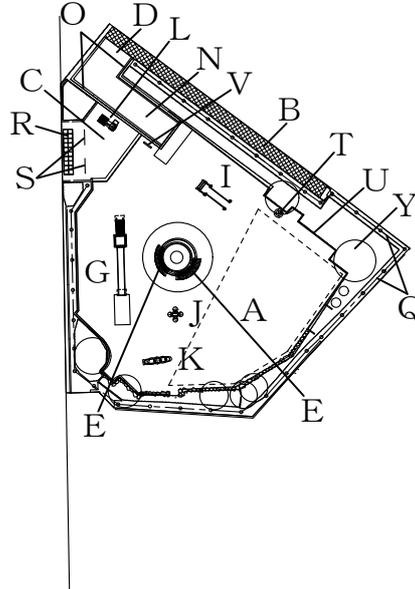
公布日から施行(令和7年10月1日から適用)

4 今後のスケジュール(予定)

令和7年	2月	令和7年区議会第一回定例会(条例改正案)
	3月	公布同日施行(上記2及び3の改正)
	3月31日	施行(上記1の改正)
令和7年	4月1日	上記2の改定後料金適用開始
	10月	上記3の改定後料金適用開始

(参考) 世田谷区池尻北公園

世田谷区池尻四丁目27番16号 面積 979.17m²



凡 例		
記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	529.7 m ²
B	ア ス フ ァ ル ト 舗 装	39.1 m ²
C	イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ 舗 装	20.3 m ²
D	コ ン ク リ ー ト 舗 装	50.6 m ²
E	ベ ン チ	5 基
F	ジ ャ ン グ ル ジ ム	1 基
G	す べ り 台	1 基
H	丸 太 ス テ ッ プ	1 基
I	健 康 器 具	1 基
J	ス プ リ ン グ 遊 具	1 基
K	動 物 型 遊 具	1 基
L	水 飲 み	2 基
M	ト イ レ	1 基
N	ス ロ ー プ	1 箇所
O	手 す り	17.4 m
P	時 計	1 基
Q	フ ェ ン ス	126.7 m
R	点 字 ブ ロ ッ ク	1 m
S	車 止 め	6 基
T	公 園 灯	3 基
U	木 製 土 留 め	59.2 m
V	制 札 板	2 基
W	防 火 貯 水 槽	1 基
X	防 災 倉 庫	1 基
Y	植 栽	1 式

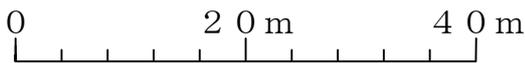
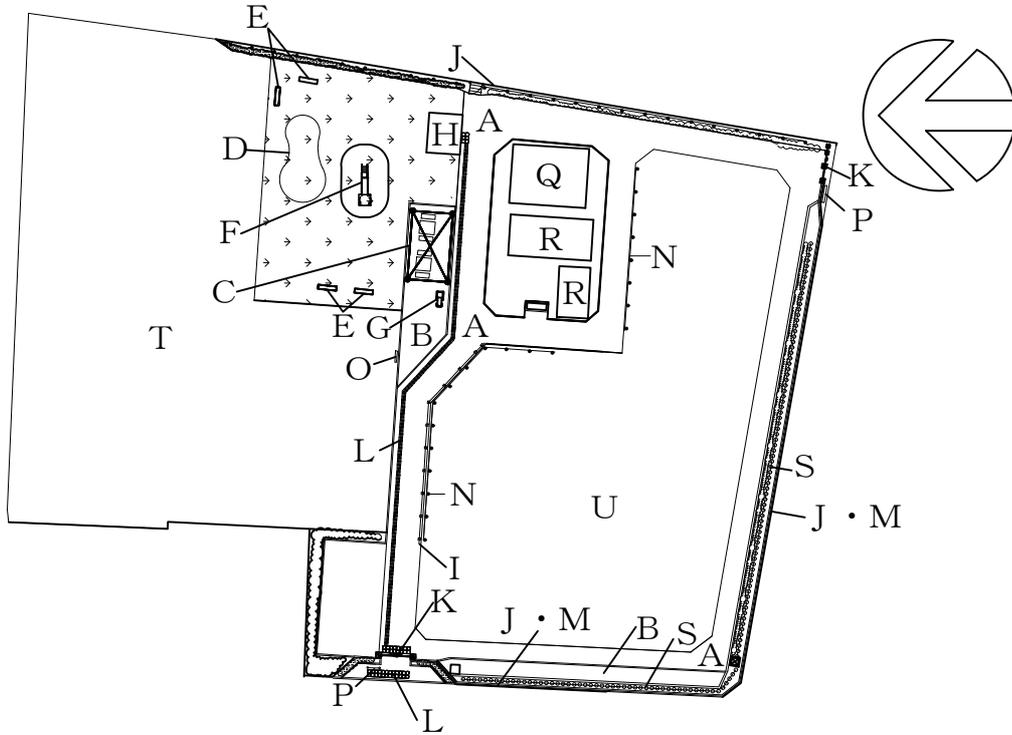
案内図



世田谷区立桜丘農業公園

世田谷区桜丘四丁目19番10号

面積 3265.70m²



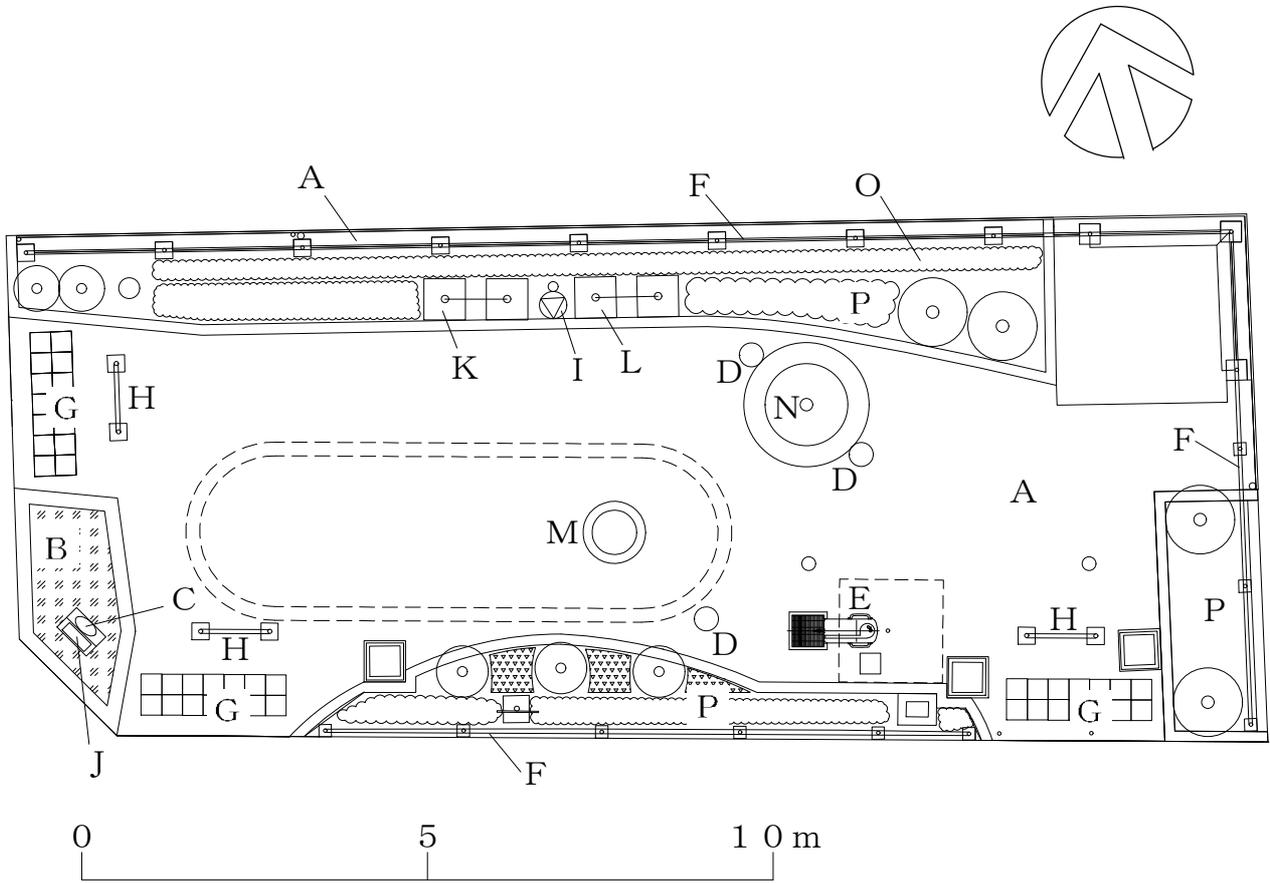
案内図



凡 例		
記号	名 称	数 量
A	コンクリート舗装	408.0 m ²
B	インターロッキング舗装	85.0 m ²
C	藤 棚	1 基
D	築 山	1 箇所
E	ベ ン チ	4 基
F	す べ り 台	1 基
G	水 飲 み	1 基
H	ト イ レ	1 棟
I	手 す り	19.5 m
J	フ ェ ン ス	173.2 m
K	門 扉	2 基
L	点 字 ブ ロ ッ ク	53.0 m
M	コンクリート土留め	102.6 m
N	擬 木 土 留 め	90.8 m
O	制 札 板	1 基
P	案 内 板	2 基
Q	管 理 棟	1 棟
R	管 理 用 倉 庫	2 棟
S	植 栽	1 式
T	果 樹 園	1047.2 m ²
U	畑	907.6 m ²

世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園

世田谷区豪徳寺一丁目1番3号 面積 134.03m²



凡 例

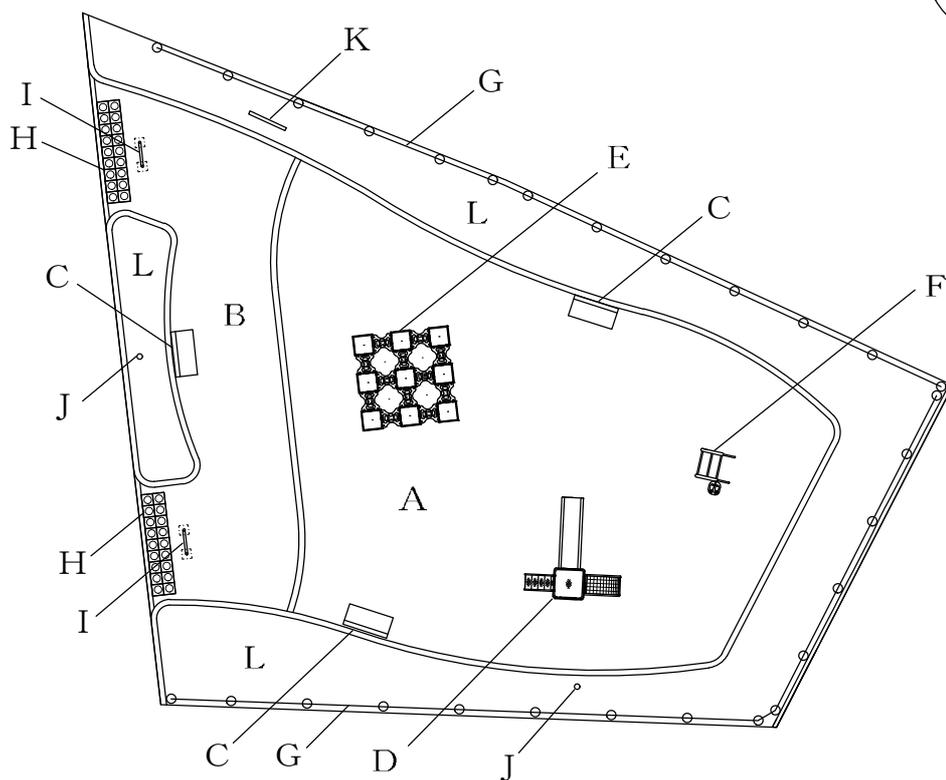
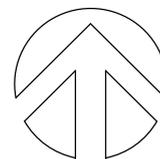
記号	名 称	数 量
A	コンクリート舗装	77.0 m ²
B	花壇	2.8 m ²
C	彫像	1 基
D	スツール	3 基
E	水飲み	1 基
F	フェンス	33.7 m
G	点字ブロック	6.3 m
H	車止め	3 基
I	公園灯	1 基
J	園名板	1 基
K	制札板	1 基
L	案内板	1 基
M	防火貯水槽	1 基
N	シンボル樹	1 本
O	生垣	12.8 m
P	植栽	1 式

案内図



世田谷区給田六所神社通り公園

世田谷区上祖師谷七丁目13番6号 面積 280.73m²



0 5 10 m

案内図



凡 例		
記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	127 m ²
B	インターロッキング舗装	40 m ²
C	ベ ン チ	3 基
D	コンビネーション遊具	1 基
E	ジャングルジム	1 基
F	健 康 器 具	1 基
G	フ ェ ン ス	47.7 m
H	点 字 ブ ロ ッ ク	5.4 m
I	車 止 め	2 基
J	公 園 灯	2 基
K	制 札 板	1 基
L	植 栽	1 式

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年4月11日条例第4号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和6年10月1日条例第44号 <u>令和7年3月●日条例第●号</u></p> <p>世田谷区立公園条例 ～省略～</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。</p> <p>3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 ～省略～</p> <p>附 則（令和5年6月27日条例第53号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（令和6年10月1日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○世田谷区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年4月11日条例第4号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和6年10月1日条例第44号</p> <p>世田谷区立公園条例 ～省略～</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。</p> <p>3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 ～省略～</p> <p>附 則（令和5年6月27日条例第53号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（令和6年10月1日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前																				
<p><u>附 則（令和7年3月●日条例第●号）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。</u></p> <p>2 <u>別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>3 <u>この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>																					
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
1 公園	1 公園																				
(1) 世田谷地域	(1) 世田谷地域																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立アメンボひろば公園</td> <td>東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立淡島通り公園</td> <td>東京都世田谷区池尻四丁目29番18号</td> </tr> <tr> <td><u>世田谷区立池尻北公園</u></td> <td><u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16号</u></td> </tr> <tr> <td>世田谷区立池尻南公園</td> <td>東京都世田谷区池尻三丁目21番4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号	世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号	<u>世田谷区立池尻北公園</u>	<u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16号</u>	世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立アメンボひろば公園</td> <td>東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立淡島通り公園</td> <td>東京都世田谷区池尻四丁目29番18号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世田谷区立池尻南公園</td> <td>東京都世田谷区池尻三丁目21番4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号	世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号			世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番4
名称	位置																				
世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号																				
世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号																				
<u>世田谷区立池尻北公園</u>	<u>東京都世田谷区池尻四丁目27番16号</u>																				
世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番4																				
名称	位置																				
世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号																				
世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号																				
世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番4																				

改正後		改正前	
	号		号
世田谷区立池尻三丁目公園	東京都世田谷区池尻三丁目27番21号	世田谷区立池尻三丁目公園	東京都世田谷区池尻三丁目27番21号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立桜丘きたっぱら公園	東京都世田谷区桜丘四丁目24番40号	世田谷区立桜丘きたっぱら公園	東京都世田谷区桜丘四丁目24番40号
世田谷区立桜丘こぶし公園	東京都世田谷区桜丘三丁目19番8号	世田谷区立桜丘こぶし公園	東京都世田谷区桜丘三丁目19番8号
<u>世田谷区立桜丘農業公園</u>	<u>東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号</u>		
世田谷区立桜丘南公園	東京都世田谷区桜丘三丁目4番8号	世田谷区立桜丘南公園	東京都世田谷区桜丘三丁目4番8号
世田谷区立桜丘やまもも公園	東京都世田谷区桜丘二丁目8番39号	世田谷区立桜丘やまもも公園	東京都世田谷区桜丘二丁目8番39号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(2) 北沢地域		(2) 北沢地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立豪徳寺稲荷下橋公園	東京都世田谷区豪徳寺二丁目9番1号	世田谷区立豪徳寺稲荷下橋公園	東京都世田谷区豪徳寺二丁目9番1号
世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目25番16号	世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目25番16号
<u>世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園</u>	<u>東京都世田谷区豪徳寺一丁目1番3号</u>		
世田谷区立桜上水公園	東京都世田谷区桜上水五丁目5番11号	世田谷区立桜上水公園	東京都世田谷区桜上水五丁目5番11号
世田谷区立桜上水しいの	東京都世田谷区桜上水五丁目3番	世田谷区立桜上水しいの	東京都世田谷区桜上水五丁目3番

改正後		改正前	
木公園	45号	木公園	45号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(3) 玉川地域		(3) 玉川地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(4) 砧地域		(4) 砧地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目3番20号	世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目3番20号
世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目28番28号	世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目28番28号
世田谷区立給田六所神社通り公園	東京都世田谷区上祖師谷七丁目13番6号		
世田谷区立給田五丁目公園	東京都世田谷区給田五丁目2番19号	世田谷区立給田五丁目公園	東京都世田谷区給田五丁目2番19号
世田谷区立大道北記念公園	東京都世田谷区上祖師谷六丁目11番9号	世田谷区立大道北記念公園	東京都世田谷区上祖師谷六丁目11番9号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	
別表第2 (第5条の4関係) 公園施設の設置等に係る使用料		別表第2 (第5条の4関係) 公園施設の設置等に係る使用料	
種別	単位	使用料	
土地	1平方メートル	1,859円	1,695円

改正後				改正前			
	1月				1月		
	1平方メートル		<u>66円</u>		1平方メートル		<u>61円</u>
	1日				1日		
売店	1箇所		<u>82,800円</u>	売店	1箇所		<u>75,100円</u>
	1月				1月		

備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第3（第10条関係）

種別		単位		占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	<u>1,933円</u>
標識		1本	1月	<u>1,145円</u>
水道管、下	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	<u>171円</u>
水道管及びガ	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>429円</u>
ス管	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	<u>859円</u>
電線	電線	1メートル	1月	<u>143円</u>
	地下電線	1メートル	1月	<u>171円</u>
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>429円</u>

備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第3（第10条関係）

種別		単位		占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	<u>1,856円</u>
標識		1本	1月	<u>1,100円</u>
水道管、下	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	<u>165円</u>
水道管及びガ	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>412円</u>
ス管	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	<u>825円</u>
電線	電線	1メートル	1月	<u>137円</u>
	地下電線	1メートル	1月	<u>165円</u>
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	<u>412円</u>

改正後					改正前				
		外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>859円</u>			外径が1メートル以上のもの	1メートル 1月	<u>825円</u>
	鉄塔		1平方メートル 1月	<u>1,432円</u>		鉄塔		1平方メートル 1月	<u>1,375円</u>
	変圧塔及びマンホール	の類	1箇所 1月	<u>1,432円</u>		変圧塔及びマンホール	の類	1箇所 1月	<u>1,375円</u>
	郵便差出箱	及び信書便差出箱	1箇所 1月	<u>572円</u>		郵便差出箱	及び信書便差出箱	1箇所 1月	<u>550円</u>
	公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,432円</u>		公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,375円</u>
	地下の占用物件		1平方メートル	<u>1,245円</u>	地上露出部分	地下の占用物件		1平方メートル	<u>1,038円</u>
				<u>429円</u>	地下部分				<u>412円</u>
	高架の占用物件		1平方メートル 1月	<u>716円</u>		高架の占用物件		1平方メートル 1月	<u>687円</u>
	天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 1月	<u>1,420円</u>		天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 1月	<u>1,184円</u>
	写真撮影のための常時占用		撮影機 1台 1月	<u>11,280円</u>		写真撮影のための常時占用		撮影機 1台 1月	<u>10,800円</u>
写真撮影	写真撮影		1時間	<u>1,997円</u>		写真撮影	写真撮影	1時間	<u>1,912円</u>
撮影のための臨時的な占用	映画、テレビ及びビデオの撮影		1時間	<u>17,625円</u>		撮影のための臨時的な占用	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間	<u>16,875円</u>

改正後				改正前			
その他の占用	1 平方メートル	1 日	<u>47円</u>	その他の占用	1 平方メートル	1 日	<u>45円</u>
別表第 4 (第13条関係)				別表第 4 (第13条関係)			
公園施設の使用料				公園施設の使用料			
種別	単位	使用料		種別	単位	使用料	
軟式野球場	1 面 (1 時間以内)	平日	<u>2,280円</u>	軟式野球場	1 面 (1 時間以内)	平日	<u>2,010円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>2,680円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>2,370円</u>
庭球場	1 面 (1 時間以内)	平日	<u>1,540円</u>	庭球場	1 面 (1 時間以内)	平日	<u>1,440円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>1,840円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>1,720円</u>
洋弓場	1 人 1 回 (1 時間以内)	平日	大人	洋弓場	1 人 1 回 (1 時間以内)	平日	<u>280円</u>
			子ども (18歳以下)				<u>100円</u>
			障害者				<u>100円</u>
			高齢者 (65歳以上)				<u>100円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	大人		土曜日、日曜日及び休日		

改正後				改正前			
		曜日及び休日	<u>370円</u> <u>子ども(18歳以下)</u> <u>120円</u> <u>障害者</u> <u>120円</u> <u>高齢者(65歳以上)</u> <u>120円</u>			休日	<u>360円</u>
水泳場	1人1回 (2時間以内)	大人 <u>440円</u> 子ども(18歳以下(幼児を除く。)) <u>110円</u> 幼児 無料 障害者 <u>110円</u> 障害者(18歳以下に限る。) 無料 高齢者(65歳以上) <u>110円</u>	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。	水泳場	1人1回 (2時間以内)	大人 <u>390円</u> <u>高齢者(65歳以上)</u> <u>100円</u> <u>小人(小学生・中学生)</u> <u>100円</u> 幼児 無料 障害者 <u>100円</u> 障害者(小学生・中学生に限る。) 無料	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。
附帯設備	1面	軟式野球場	<u>3,740円</u>	附帯設備	1面	軟式野球場	<u>3,300円</u>

改正後				改正前			
(夜間照明)	(1時間以内)	庭球場	<u>930円</u>	(夜間照明)	(1時間以内)	庭球場	<u>820円</u>
和室 (10畳)	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,860円</u>	和室 (10畳)	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,520円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>3,400円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>3,000円</u>
	午後 (1回4時間)	平日	<u>3,810円</u>	午後 (1回4時間)	平日	<u>3,360円</u>	
		土曜日、日曜日及び休日	<u>4,490円</u>		土曜日、日曜日及び休日	<u>3,960円</u>	
	1日 (1回8時間)	平日	<u>7,620円</u>	1日 (1回8時間)	平日	<u>6,720円</u>	
		土曜日、日曜日及び休日	<u>9,120円</u>		土曜日、日曜日及び休日	<u>8,040円</u>	
和室 (8畳)	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,450円</u>	和室 (8畳)	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,160円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>2,860円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>2,520円</u>
	午後 (1回4時間)	平日	<u>3,260円</u>	午後 (1回4時間)	平日	<u>2,880円</u>	
		土曜日、日曜日及び休日	<u>3,810円</u>		土曜日、日曜日及び休日	<u>3,360円</u>	
	1日 (1回8時間)	平日	<u>6,530円</u>	1日 (1回8時間)	平日	<u>5,760円</u>	
		土曜日、日曜日及び休日	<u>7,760円</u>		土曜日、日曜日及び休日	<u>6,840円</u>	
和室	午前	平日	<u>1,630円</u>	和室	午前	平日	<u>1,440円</u>

改正後				改正前			
(4.5畳)	(1回3時間)	土曜日、日曜日及び休日	<u>1,900円</u>	(4.5畳)	(1回3時間)	土曜日、日曜日及び休日	<u>1,680円</u>
	午後 (1回4時間)	平日	<u>2,170円</u>		午後 (1回4時間)	平日	<u>1,920円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>2,580円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>2,280円</u>
1日 (1回8時間)	平日	<u>4,350円</u>	1日 (1回8時間)	平日	<u>3,840円</u>		
茶室	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,720円</u>	茶室	午前 (1回3時間)	平日	<u>2,400円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	<u>3,260円</u>			土曜日、日曜日及び休日	<u>2,880円</u>
	午後 (1回4時間)	平日	<u>3,540円</u>		午後 (1回4時間)	平日	<u>3,120円</u>
1日 (1回8時間)	土曜日、日曜日及び休日	<u>4,220円</u>	1日 (1回8時間)	土曜日、日曜日及び休日	<u>3,720円</u>		
	平日	<u>7,210円</u>		平日	<u>6,360円</u>		
駐車場	自動車1台 (30分以内)	土曜日、日曜日及び休日	<u>200円</u>	駐車場	自動車1台 (30分以内)	土曜日、日曜日及び休日	<u>100円</u>
		平日	<u>8,580円</u>			平日	<u>7,560円</u>
世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園及 <u>世田谷区立二</u>				世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園、 <u>世田谷区立玉川野</u>			

改正後				改正前			
			<u>子玉川公園の駐車場に限る。</u>				<u>毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。</u>
					<u>自動車1台 (60分以内)</u>	<u>300円</u>	<u>世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。</u>
	<u>自動車1台 (20分以内)</u>	<u>100円</u>	<u>世田谷区立玉川野毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。</u>				
備考				備考			
<p>1 軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が1時間のうちの30分を超えないときは、当該1時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。</p>				<p>1 軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が1時間のうちの30分を超えないときは、当該1時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。</p>			